

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年1月5日
【四半期会計期間】	第80期第3四半期（自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日）
【会社名】	株式会社ケーヨー
【英訳名】	Keiyo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 醍醐茂夫
【本店の所在の場所】	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
【電話番号】	043(255)1111(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理担当 寺田健次郎
【最寄りの連絡場所】	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
【電話番号】	043(255)1111(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理担当 寺田健次郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第79期 第3四半期累計期間	第80期 第3四半期累計期間	第79期
会計期間	自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日	自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日
売上高 (百万円)	112,305	101,868	146,896
経常利益 (百万円)	1,841	1,994	2,210
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,044	978	1,215
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	14,948	16,505	16,505
発行済株式総数 (株)	59,476,284	65,140,184	65,140,184
純資産額 (百万円)	33,866	42,315	41,735
総資産額 (百万円)	86,496	89,957	91,453
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	19.87	15.03	22.54
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	6.25	6.25	12.50
自己資本比率 (%)	39.2	47.0	45.6

回次	第79期 第3四半期会計期間	第80期 第3四半期会計期間
会計期間	自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日	自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (円)	3.19	2.92

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期累計期間（平成29年3月1日～平成29年11月30日）におけるわが国経済は、政府による経済政策や金融政策を背景に、企業収益の回復や雇用環境の改善など、緩やかな回復基調が見られました。

一方で、米国政権の動向や欧州の政治情勢の不安定さ、中東及びアジア地域における地政学的リスクの高まりにより、国内景気への影響が懸念される等、先行きは依然として不透明な状況となっております。

小売業界におきましても、消費者の節約志向等により個人消費の動向は不透明な状況が続き、同業他社や他業態との競争も激化するなど、依然として厳しい経営環境となっております。

そうした中、当社におきましては、平成33年2月期を目標到達年度とする中期経営計画に沿って、既存店の抜本的な改善策として、荒利益を重視し、経費の効率化を進めながら、お客様のニーズにあった品揃えやサービスを提供する事で、売上高・客数を確保する戦略をとってまいりました。

DCMホールディングス株式会社との取り組みについては、9月よりプライベートブランド「DCMブランド」の導入を本格化させた他、DCM棚割導入改装をスタートさせるなど、商品統合に向けた取り組みを中心に進めてまいりました。

また、折込チラシを中心とした広告宣伝費の見直しを行い、販売促進費の効率化を図りながら、「決算セール」や「ホームセンター開業43周年セール」等による集客も引き続き行ってまいりました。

販売拠点の強化につきましては、11月にケーヨーデイツーとして群馬県初出店となる館林アゼリアモール店（群馬県館林市）を出店したほか、DCM棚割導入改装を9月に佐原店（千葉県香取市）、長生店（千葉県長生郡長生村）、10月に駒ヶ根店（長野県駒ヶ根市）、会津若松店（福島県会津若松市）、信州山形店（長野県東筑摩郡山形村）の計5店舗で実施しリニューアルオープンしております。この他、4月に伊賀上野店（三重県伊賀市）、5月に東村山店（東京都東村山市）、7月に伊東川奈店（静岡県伊東市）を閉店いたしました。

以上のような取り組みの結果、当第3四半期累計期間の業績は、

売上高	1,018億68百万円	（前年同四半期比	90.7%）
営業利益	13億22百万円	（前年同四半期比	114.1%）
経常利益	19億94百万円	（前年同四半期比	108.3%）
四半期純利益	9億78百万円	（前年同四半期比	93.7%）

となりました。

#### (2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産は899億57百万円となり、前事業年度末に比較し14億95百万円減少いたしました。主な要因は商品20億70百万円、約定回収などによる差入保証金9億45百万円の減少と、現金及び預金15億29百万円の増加などによるものです。

負債合計は476億42百万円となり、前事業年度末に比較し20億75百万円減少いたしました。主な要因は長期借入金34億91百万円の返済と、季節的要因などによる支払手形及び買掛金10億40百万円、未払法人税等1億58百万円の増加などによるものです。

純資産合計は423億15百万円となり、前事業年度末に比較し5億80百万円増加いたしました。主な要因は四半期純利益9億78百万円の計上、その他有価証券評価差額金4億42百万円の増加、剰余金の配当8億14百万円などによるものです。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えています。上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株式に対する大量取得提案またはこれに類似する行為があった場合、当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えています。なお、当社は、当社株式等について大量取得がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式等の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびにお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、チェーンストア経営による利便性の絶え間ない向上力、関東および周辺を中心として構築された店舗網およびその展開力、お客様の多様なニーズにお応えする多岐にわたる商品の提供力、徹底したローコストオペレーションを構築すること等により実現されるロープライスでの商品提供力、お客様の暮らしのニーズに則したサービスの提供力、創業以来の企業理念や企業文化、ホームセンターとして培ってきたノウハウおよびこれらを共有し、かつ一丸となって発展・成長させる従業員の存在にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が不可欠です。当社株式等の大量取得をおこなう者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、かかる当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### イ．「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の更新

当社は、平成29年5月23日開催の第79回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の更新について承認を得ております。（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）

当社取締役会は、上記基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式に対する大量取得がおこなわれる際に、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉をおこなうこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、次のa．またはb．に該当する当社の株式等に対する買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはそれらの提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）がおこなわれる場合に、買付等をおこなう者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等をおこなう時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等をおこなっていくための手続として本プランを定めました。

- a．当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
- b．当社が発行者である株式等について、公開買付けをおこなう者の株式等所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

なお、本プランの詳細については、当社ホームページ（<http://www.keiyo.co.jp/>）に記載の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の更新について」（平成29年4月4日付）をご参照下さい。

ロ．本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランにおいては、本プランにおいて定められる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての実施、不実施、中止又は無償取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、(a)当社社外取締役、または(b)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしています。また、これに加えて、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をおこなうにあたり、株主意思確認株主総会の招集を勧告した場合には株主意思確認株主総会を招集のうえ、同総会に本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議することにより株主の皆様意思を確認することとしています。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様適時情報を開示することによりその透明性を確保することとしています。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,000,000
計	230,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年1月5日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	65,140,184	65,140,184	東京証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 100株
計	65,140,184	65,140,184	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年9月1日～ 平成29年11月30日	-	65,140,184	-	16,505	-	8,073

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないため、直前の基準日である平成29年8月31日現在の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成29年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 800	-	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,082,400	650,824	同上
単元未満株式	普通株式 56,984	-	同上
発行済株式総数	65,140,184	-	-
総株主の議決権	-	650,824	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ1,300株(議決権13個)及び17株含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式が次のとおり含まれております。

自己株式 48株

【自己株式等】

平成29年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ケーヨー	千葉県若葉区みつわ台 一丁目28番1号	800	-	800	0.00
計	-	800	-	800	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年3月1日から平成29年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、千葉第一監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.3%
売上高基準	0.2%
利益基準	3.1%
利益剰余金基準	1.0%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当第3四半期会計期間 (平成29年11月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,332	9,861
受取手形及び売掛金	885	1,058
商品	30,328	28,258
その他	3,696	3,427
流動資産合計	43,243	42,605
固定資産		
有形固定資産		
建物	23,822	24,133
土地	10,634	10,603
その他	13,886	13,804
減価償却累計額	26,783	26,976
有形固定資産合計	21,560	21,566
無形固定資産		
投資その他の資産	1,672	1,501
投資有価証券	12,544	13,180
差入保証金	11,255	10,309
その他	1,619	1,210
貸倒引当金	355	329
投資損失引当金	86	86
投資その他の資産合計	24,977	24,285
固定資産合計	48,210	47,352
資産合計	91,453	89,957

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当第3四半期会計期間 (平成29年11月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,728	13,769
短期借入金	800	-
1年内返済予定の長期借入金	5,590	6,665
未払法人税等	472	630
店舗閉鎖損失引当金	22	-
ポイント引当金	0	2
資産除去債務	29	-
その他	3,924	5,063
流動負債合計	23,567	26,130
固定負債		
長期借入金	18,862	14,296
退職給付引当金	4,274	4,379
役員退職慰労引当金	4	4
資産除去債務	595	644
その他	2,414	2,187
固定負債合計	26,150	21,512
負債合計	49,718	47,642
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,505	16,505
資本剰余金	13,953	13,953
利益剰余金	7,535	7,700
自己株式	0	0
株主資本合計	37,994	38,158
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,713	4,156
繰延ヘッジ損益	26	-
評価・換算差額等合計	3,740	4,156
純資産合計	41,735	42,315
負債純資産合計	91,453	89,957

(2)【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年11月30日)
売上高	112,305	101,868
売上原価	80,285	70,852
売上総利益	32,019	31,015
販売費及び一般管理費	30,859	29,692
営業利益	1,159	1,322
営業外収益		
受取利息	64	51
受取配当金	202	213
受取賃貸料	875	944
その他	486	480
営業外収益合計	1,629	1,690
営業外費用		
支払利息	185	163
賃貸収入原価	735	776
その他	26	78
営業外費用合計	947	1,017
経常利益	1,841	1,994
特別利益		
固定資産売却益	34	3
受取保険金	0	-
違約金収入	-	2
特別利益合計	35	5
特別損失		
固定資産除却損	33	48
店舗閉鎖損失	114	415
減損損失	59	43
災害による損失	4	2
その他	11	33
特別損失合計	223	543
税引前四半期純利益	1,653	1,457
法人税、住民税及び事業税	599	656
法人税等調整額	9	178
法人税等合計	609	478
四半期純利益	1,044	978

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日)
減価償却費	1,009百万円	1,051百万円
のれんの償却額	114百万円	114百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月26日 定時株主総会	普通株式	328	6.25	平成28年2月29日	平成28年5月27日	利益剰余金
平成28年10月4日 取締役会	普通株式	328	6.25	平成28年8月31日	平成28年11月7日	利益剰余金

2 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月23日 定時株主総会	普通株式	407	6.25	平成29年2月28日	平成29年5月24日	利益剰余金
平成29年9月29日 取締役会	普通株式	407	6.25	平成29年8月31日	平成29年11月6日	利益剰余金

2 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成28年3月1日至平成28年11月30日)

当社は、ホームセンター事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自平成29年3月1日至平成29年11月30日)

当社は、ホームセンター事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	19.87円	15.03円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,044	978
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,044	978
普通株式の期中平均株式数(株)	52,572,717	65,139,571

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第80期(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)中間配当については、平成29年9月29日開催の取締役会において、平成29年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

中間配当金の総額	407百万円
1株当たり中間配当金	6円25銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成29年11月6日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年1月4日

株式会社ケーヨー  
取締役会 御中

### 千葉第一監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 本 橋 雄 一 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 大 川 健 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケーヨーの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第80期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年3月1日から平成29年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケーヨーの平成29年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。